

## 平成28年度「府庁ゆめこうば推進事業」募集要領

### 1 事業趣旨

障害者の雇用を促進するため、府業務の一部を知的障害者又は精神障害者を雇用する社会福祉法人等に委託。その際の業務指導を、受託団体に併せて委託。障害者は、府で業務経験を積み、民間企業等への就労を目指す。

### 2 募集内容

#### <地域機関の清掃等業務>

業務内容：清掃、窓拭き、ワックス掛け、事務補助等

清掃箇所：2箇所

京都府精神保健福祉総合センター（伏見区竹田流池町120）

京都府立京都高等技術専門校（伏見区竹田流池町121-3）

従事体制：障害者（知的又は精神）2名、業務指導のための指導員1名

清掃日時：仕様書のとおり

募集枠：1団体

### 3 業務の仕様等

別添「地域機関清掃等業務仕様書」のとおり

### 4 委託期間

平成28年4月～平成29年3月（1年間）

※契約は平成28年度当初予算成立を条件とする。

### 5 参加資格

次の要件をすべて満たす団体であること。

- (ア) 障害者総合支援法第五条に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第十八条第三項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設をいう。）を運営していること。
- (イ) 知的障害者又は精神障害者を雇用すること。
- (ロ) 知的障害者又は精神障害者の就労に関し相応の実績があること。
- (ハ) 過去に清掃業務の受託実績があること。
- (ニ) 京都府内に事務所が所在する法人格を有する団体であること。
- (ホ) 過去に府の業務を受託した場合にあっては、その直近2年間で不誠実な行為が認められないこと。
- (ヘ) 府税、消費税又は地方消費税に滞納がないこと。

### 6 応募条件等

- (1) 業務に従事する者は、団体が雇用する障害者（知的又は精神）及び指導員であること
- (2) 従事する障害者の人数は、2名程度とすること
- (3) 障害者の就労支援に関し相応の実務経験を持つ指導員を配置すること
- (4) 法人のバックアップ体制が確保されていること（緊急時の対応等）
- (5) 当該事業を障害者就労支援の取組と位置づけ、事業趣旨に添った取組を行うこと
- (6) 当該業務で知り得た情報を他人に漏らさない等、秘密の保持について特に留意すること

7 応募方法

下記書類を応募期限までに提出

8 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 見積書
- (3) 府税に滞納がないことに関する同意書
- (4) 定款
- (5) その他資料

団体概要、障害者就労に関する事業等の実施状況、障害者の過去の就労実績等、指導員の状況(経歴、従事年数、保有資格等)、障害者従業員の雇用状況等が分かるもの

9 応募期限

平成28年2月29日(月)16時まで

10 書類の提出先

京都府 健康福祉部 障害者支援課 社会参加担当(京都府庁1号館4階)  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL(075)414-4599

11 説明会の開催(要予約)

日時:平成28年2月23日(火)10時から  
場所:京都府精神保健福祉総合センター体育室  
〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120番地  
TEL(075)641-1810

※出席を希望する場合は、10 障害者支援課へ前日までに電話等で申込みのこと

12 委託団体の選定方法

京都府の関係団体等で構成する意見聴取会議における意見を聴取し、書類選考により選定

13 その他

上記に定めのないことは別途協議して定める